

愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下「法」という。）に基づき、高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）を設置し、センターに支援コーディネーターを配置して高次脳機能障害者に対し専門的な支援を行うとともに、センターと連携し地域における高次脳機能障がい者の支援を行う機関（以下「相談支援協力機関」という。）を置いて、センターを中心とした関係機関との地域支援ネットワークの整備を図り、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

2 県は、センターを指定するものとし、事業の一部又は全部をセンターに委託して実施することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として、高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障がいを有すると認定された者で、介護保険法が適用されない者とする。

(事業内容)

第4条 県は、センターを中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制を整備するものとする。

2 県は、法第25条第1項に基づき、当事者及びその家族、学識経験者並びに、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う者を加えた高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域の実態把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析、効果的な支援方法、普及啓発活動等について総合的な検討を行い、地域ネットワークの充実を図るものとする。

3 県は、高次脳機能障害に関する支援に携わる者及び相談支援を担当する自治体職員に対し、支援手法等に関する研修を行い、関係者の資質の向上及び高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立を図るものとする。

4 県は、支援手法等の向上を図るため、必要に応じて他の都道府県と事業実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議を開催する、もしくは、他の都道府県が開催する会議に支援関係職員等を派遣するものとする。

(高次脳機能障害者支援センター)

第5条 センターの役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)センターは、支援コーディネーターを1名以上配置し、高次脳機能障がい者やその家族に対する個別の相談支援、医療、福祉サービスの提供を行うものとする。また、必要に応じて作業療法士、理学療法士、心理職等の専門的な支援を受けられる体制を有するものとする。
- (2)センターは、県内における医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関（医療機関、障害福祉施設、更生援護施設等）に対する助言、指導を行うほか、高次脳機能障害に関する普及啓発を行うものとする。
- (3)センターは、専門的なアセスメントによるケアプランの作成及び評価、関係する医療機関、福祉施設、家庭等との連絡・調整を行うものとする。
- (4)センターは、高次脳機能障害に関する相談窓口を設置するものとする。

(相談支援協力機関)

第6条 相談支援協力機関の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)相談支援協力機関は、センターと協力し、高次脳機能障がい者に対する個別の相談支援、医療、福祉サービスの提供、関係機関（医療機関、障害福祉施設、更生援護施設等）に対する助言、指導を行うものとする。
- (2)相談支援協力機関は、センターからの要請に応じて、患者の受け入れに努めるものとする。
- (3)相談支援協力機関は、支援コーディネーターを補助し、高次脳機能障害に関する相談を受ける職員の配置に努めるものとする。
- (4)相談支援協力機関は、高次脳機能障害に関する相談窓口を設置するものとする。

(指定等)

第7条 センターの指定については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)センターの指定を受けようとする機関の開設者は、愛媛県高次脳機能障害者支援センター申請書（様式1）を知事に提出するものとする。
- (2)知事は、申請書の提出を受け、法第19条第1項各号に定める業務を行うことができ、センターとして運営されることが適当であると認められるときは、指定通知書（様式2）を交付するものとする。ただし、一部の業務を、相談支援協力機関をはじめとする関係機関へ委託することでセンター指定の要件を満たす場合も指定可能とする。
- (3)センターに指定された機関の開設者は、法第19条第1項各号に定める業務を遂行できなくなった場合やセンターの指定を辞退しようとするときは、辞退届（様式3）により知事に届け出るものとする。
- (4)知事は、辞退届を受理した時は、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式4）により当該機関に通知する。

(秘密の保持)

第8条 本事業に携わる者（当該事業から離れた者を含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式 1)

愛媛県高次脳機能障害者支援センター申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
機関名
代表者職・氏名

愛媛県高次脳機能障害者支援センターの指定を受けたいので、愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱第7条により、下記のとおり申請します。

記

1 機関の概要

機 関 の 名 称	
所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
対 応 曜 日 及 び 時 間	

2 添付書類 別紙のとおり

(別紙)

1 支援コーディネーター

【 年 月現在】

氏名	職種	常勤・非常勤の別	備考

2 相談実績

【 年度実績】

直接相談延べ件数				間接相談延べ件数			
電話	来院／来所	メール・書簡	その他（訪問・出張・同行等）	電話	来院／来所	メール・書簡	その他（訪問・出張・同行等）

3 研修実施状況

【 年度実績】

研修名	
開催年月日	
参加者	
内容	

※状況に応じ、表の数や行数を増やして記載すること。

(様式2)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

指 定 通 知 書

年 月 日付けで提出のあった愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱第7条に基づく申請について、下記のとおり指定することとなったので通知する。

記

機 関 の 名 称	
所 在 地	
指 定 年 月 日	年 月 日

(様式3)

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地
機関名
代表者職・氏名

辞 退 届

年 月 日付け〇〇第〇〇号で愛媛県知事から指定された（愛媛県高次脳機能障害者支援センター指定機関）について、下記の理由により、法第19条第1項各号に定める高次脳機能障害者支援センターとしての業務を行うことができなくなったので、辞退届を提出します。

記

機 関 名 称	
機 関 所 在 地	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
辞 退 す る 理 由	

(様式4)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

解除通知書

年 月 日付けの愛媛県知事あて辞退届を受理したので、愛媛県高次脳機能障害支援普及事業実施要綱第7条に基づき、下記のとおり貴機関（愛媛県高次脳機能障害者支援センター）の指定を解除します。

記

機 関 の 名 称	
所 在 地	
解 除 年 月 日	年 月 日